

広島県告示第二百八十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木局土木整備部道路河川管理課及び広島県東部建設事務所三原支所において、平成二十三年四月十一日までの間、縦覧に供する。

平成二十三年三月二十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

一般国道

二 路線名

二号

三 道路の区域

区 間		新旧 の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
尾道市久保二丁目八二六番三地先から 尾道市久保二丁目八一五番一地先まで	新	旧	一四・〇〇 一七・五〇	一六・五〇	幅員減少 不用物件延長 一六・五〇メ ートル